

## 事業目的

京都府産木材の需給情報を、事業者間で相互に共有し、京都府産木材を安心して生産・加工・利用ができる取引関係を構築する。

## 1 事業実施主体

京都府産木材の生産、加工・流通及び利用に係る事業者により構成され、新たな需給体制(サプライチェーン)の構築を行うため、事前に知事の承認を受けたグループ(以下「SCグループ」)  
(知事の承認を受けたSCグループは、「新たなサプライチェーンの構築に取り組むグループ」として京都府ホームページ等により公表を予定)

## 2 要件

川上から川下(木材の生産、加工・流通、利用)までの事業者が、顔の見える関係を生かしたSCグループを形成すること

インターネット等を活用したグループ内での木材の需給情報を共有する体制づくりに取り組むこと

SCグループ承認申請時に、グループ内で取り扱う木材が京都府産木材認証制度による「ウッドマイレージ認証」若しくは「京都の木証明」を受けることが可能な体制であること、又は事業実施期間中に可能な体制となること

SCグループ承認の有効期間中に、知事の求めがあった場合、取組状況の経過報告を行うこと

知事の承認を受けた計画の実施に必要な取組であること

## 3 補助金額

1グループ当たり、5,000千円以内

ただし、知事の承認を受けた全体計画期間内(最長3年間)での上限額とする。

## 4 補助対象となる経費

グループ内での木材の需給情報を共有するための以下の取組に係る経費

(1) 情報を共有する体制の検討

経費の例) 情報の共有に用いるICTツール等の開発・検証  
情報の共有のための検討会・情報収集  
デモ機等による情報共有の検証  
グループ内の周知、マニュアル作成 など

(2) インターネット等を活用した情報共有の体制づくりと運用

経費の例) ICTツールの実装  
既存のICTツールの改修 など

ただし(1)は、全体計画期間内に(2)に取り組む場合にのみ対象

## 5 グループ承認申請、補助金申請書の提出先

SCグループ代表者の事業所所在地を所管する広域振興局等(京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては京都林務事務所、府外にあっては農林水産部林業振興課)

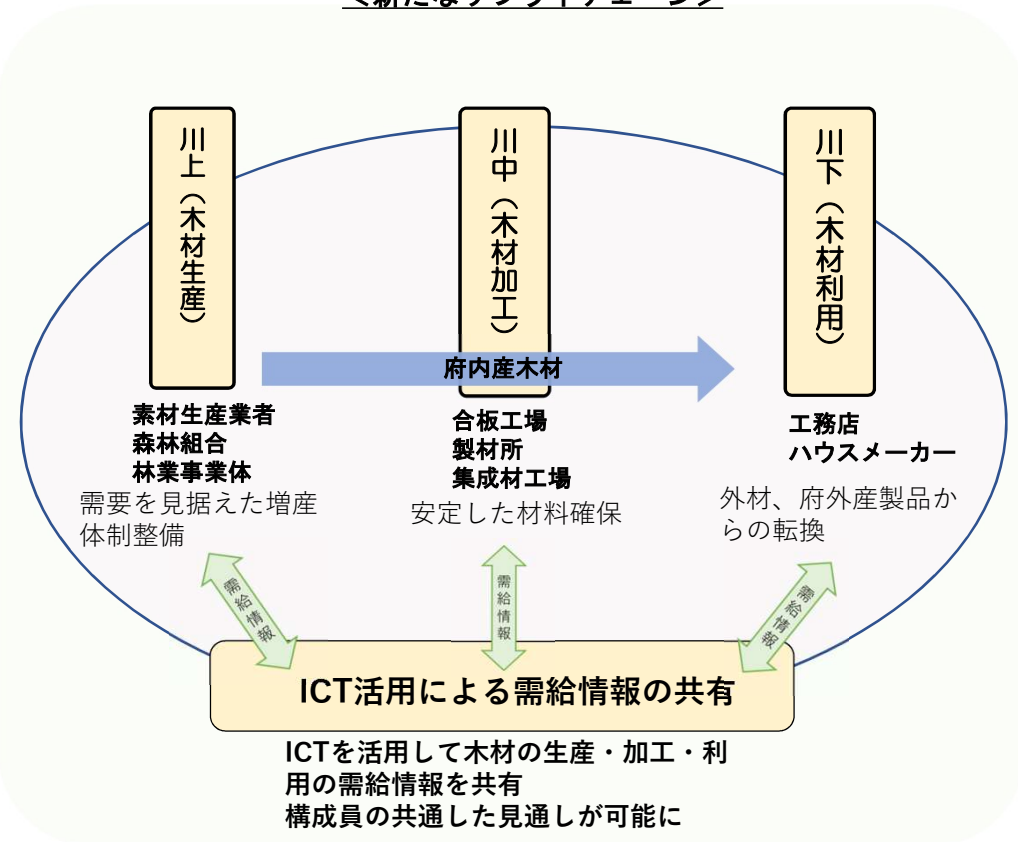
## 6 SCグループ承認の要件等

次の全てに適合するグループをSCグループとして承認

- (1) 京都府産木材の需給体制(サプライチェーン)構築を計画していること
- (2) 持続的に活用可能な需給情報を共有する仕組みづくりを行うこと
- (3) SCグループを以下の事業者3者以上で構成(下線の事業者は必須)
  - ア 府内に事業所を有する林業事業者(原木生産者)
  - イ 木材加工流通業者
    - (ア) 原木集出荷販売業者(原木市場、ストックヤード等)
    - (イ) 製材、製造業者、(ウ) プレカット加工業者、
    - (エ) その他木材加工業者、(オ) 木材製品集出荷販売業者(木材卸売、小売等)
  - ウ 設計・施工業者等
    - (ア) 設計業者、(イ) 施工業者
  - エ その他

やむを得ない場合は、ア及びイの(イ)それぞれから1者以上を含む3者で構成すること
- (4) 構成員の京都府産木材の取扱量が増加する計画を有すること
- (5) 代表者を定め、各構成員の京都府産木材の需給に係る役割が明確であること
- (6) 他のSCグループと代表者が重複しないこと

## SCグループの例 ＜新たなサプライチェーン＞



安定した木材供給が可能となる

サプライチェーンを構築

# 京の木流通モデル構築支援事業

## 川上と川下をつなぐ新たなサプライチェーンの構築

### 7 事業の流れ

#### ①SCグループ化の検討

川上～川下の事業者でSCグループ構成員を検討  
SCグループでの取組内容を検討  
(導入するシステム、共有する情報の内容、グループ内での木材取扱量の検討 など)

#### ②SCグループ承認申請書を提出



知事によるSCグループの承認



※補助金を申請しない場合

#### ③事業実施計画書の作成

全体事業計画(最長3年)・年度別計画の検討・作成  
経費の積算

#### ④実施計画承認申請



事業実施計画書の承認

#### ③事業取組計画書の作成

全体事業計画(最長3年)・年度別計画の検討・作成

#### ④取組計画承認申請



承認

#### ⑤補助金交付申請書の提出

SCグループ代表者の事業所所在地を所管する府広域振興局等の指示により申請書提出



補助金交付決定

#### ⑥事業着手

事業実施計画に基づき、需給情報共有システム構築の取組

#### ⑦執行状況報告

9月末時点の遂行状況を報告(交付決定の時期が10月以降の場合は不要)



#### ⑦事業完了

根拠資料等の整理、保管

#### ⑧実績報告書の作成・提出

毎年度3月中旬頃の提出を目安に事業実施



府の完了検査

#### ⑨補助金の交付

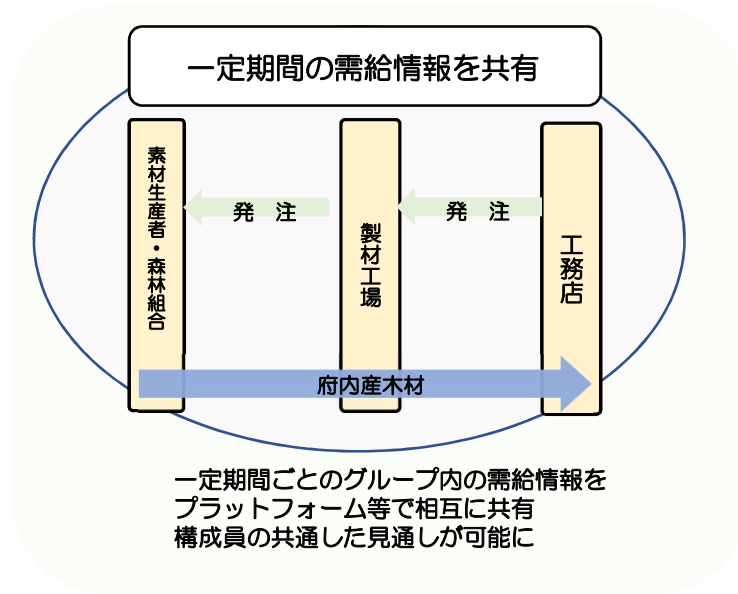
事業実施計画が複数年度にわたる場合、次年度以降同様の手続

※事業実施主体は、SCグループの有効期間において、翌年度5月15日までに当該年度のSCグループの取組の実施状況を報告

# 京の木流通モデル構築支援事業

## 8 木材の需給情報を共有する取組の例

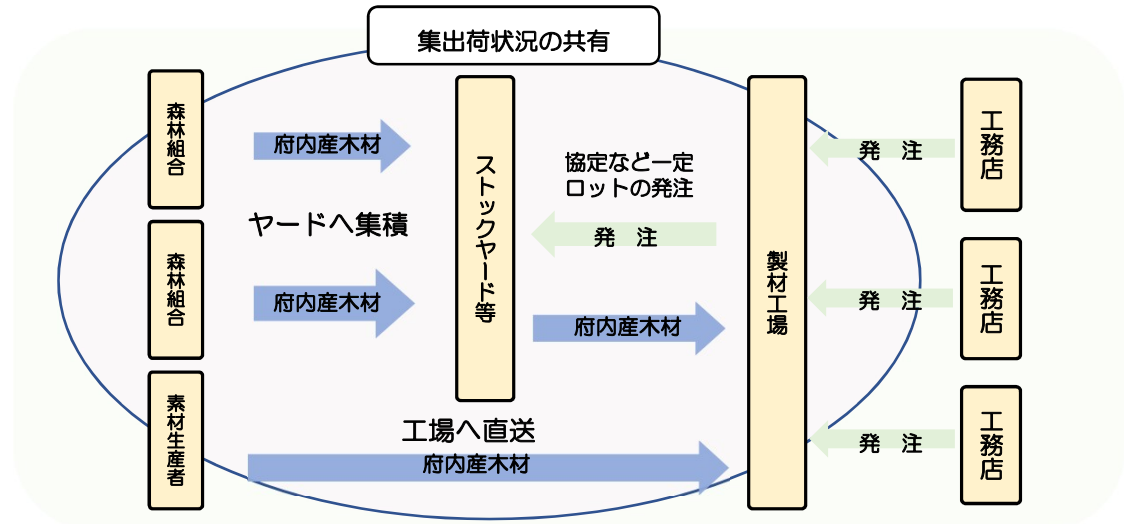
グループ全体で共有する情報の例



一定期間ごとのグループ内の需給情報をプラットフォーム等で相互に共有  
構成員の共通した見通しが可能に

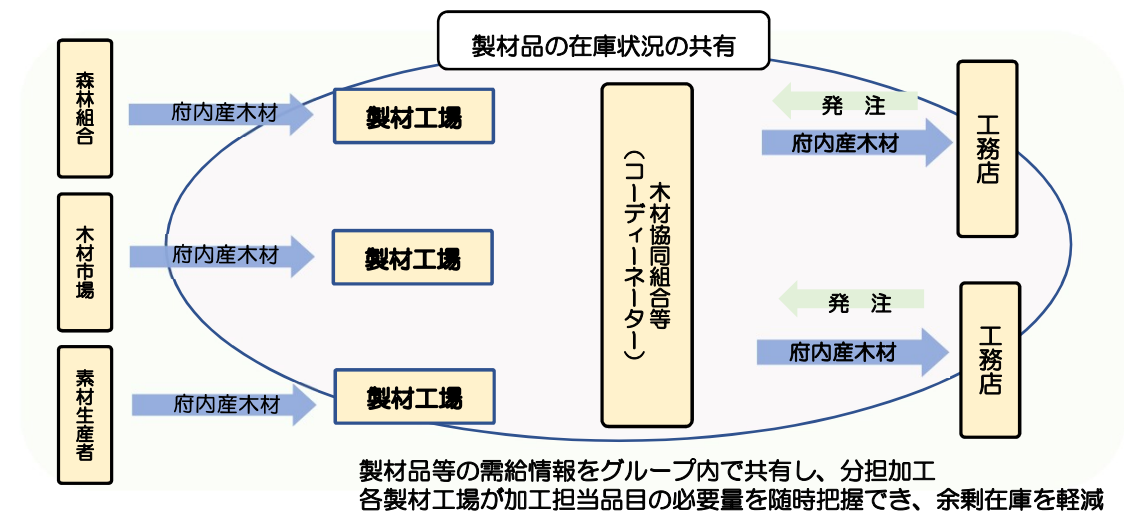
# 川上と川下をつなぐ新たなサプライチェーンの構築

素材生産者と製材工場の間で共有する情報の例



共同出荷者の出材量を一元的に共有  
ヤード集積分・直送分を含めた集出荷の進捗把握が可能に  
製材工場への入荷量がリアルタイムで共有可能に

工務店と製材工場の間で共有する情報の例



製材品等の需給情報をグループ内で共有し、分担加工  
各製材工場が加工担当品目の必要量を随時把握でき、余剰在庫を軽減